

令和4年度第10回

東京都私立学校審議会（第823回）

令和5年2月20日（月）

都庁第一本庁舎42階 北塔特別会議室A

午後3時2分開会

○近藤会長 ただいまから、令和4年度第10回東京都私立学校審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員ですが、委員20名のうち18名でございます。開会定足数は11名でございますので、当審議会運営細則第6条によりまして、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます5件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和5年2月20日付、東京都知事名。

記、1、秀林外語専門学校の目的変更認可について（江東区）外4件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、新たに諮問される案件5件の計7件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第5号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人四季の森学園の寄附行為認可並びに大和八幡幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の内野委員から調

査結果につきまして説明願います。

○内野委員 第二部会の内野でございます。

それでは、議案第1号及び第2号につきまして、ご説明申し上げます。

本案件は、東大和市所在の大和八幡幼稚園の設置者を、宗教法人八幡神社から学校法人四季の森学園へ変更するものでございます。

去る1月25日、池田委員、私学部及び東大和市の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

大和八幡幼稚園は、昭和43年の設置以来、50年以上にわたり、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、狭山緑地に接する環境を生かし、自然の温かさや四季折々の変化などを肌で感じるにより、情操豊かな子供を育てることを大切にしていると伺いました。また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果につきましては以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をいたしました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育と園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上にご尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備について、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいこと。

以上を要望してまいりました。申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないであろうかと存じます。

なお、詳細につきましては、事務局からご説明いただきます。

○私学行政課長 続きまして、それでは、議案第1号及び議案第2号についてご説明を申し上げます。

これは、東大和市所在の大和八幡幼稚園の設置者を、宗教法人八幡神社から学校法人四季の森学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに、学校法人四季の森学園の寄附行為認可についてご

説明いたします。

議案第1号、学校法人四季の森学園設立要項をご覧ください。

名称は、学校法人四季の森学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、大和八幡幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または三親等以内の親族は1人を超えて含まれておりません。監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は1人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、大和八幡幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項をご覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和5年4月3日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人四季の森学園を設立するとともに、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

新設置者は学校法人四季の森学園、設立代表者は押本博久氏、園長も同じく押本博久氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の11学級320名を6学級175名にするものでございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案第1号及び第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、順次審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第3号は、秀林外語専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、秀林外語専門学校の目的変更認可についてご説明いたします。

秀林外語専門学校は、昭和63年1月5日に設置認可を受けた専修学校ですが、このたび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、デジタル専門課程、デジタルプロフェッショナル学科を設置することに伴い文言を追加し、要項1に記載のとおり、「本校は、教育基本法および学校教育法に従い、外国語教育及びデジタル教育によって、国際人の育成に貢献することを目的とする」に変更します。

学校の名称については、要項2に記載のとおり、秀林外語専門学校から、専門学校デジタル&ランゲージ 秀林に変更します。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおり、外国語専門課程及びデジタル専門課程となります。

位置は、要項4に記載のとおりです。

変更の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

変更の理由は、デジタル専門課程、デジタルプロフェッショナル学科設置のためです。

設置者は、学校法人金井学園で、理事長は申景浩氏、校長も申景浩氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項10に記載のとおり、外国語専門課程、日韓通訳・翻訳学科を韓国語学科と名称変更し、総定員50名から60名にします。また、日中通訳・翻訳学科、総定員50名及び情報ビジネスコミュニケーション学科、総定員240名をビジネスコミュニケーション学科と1つの学科に再編し、総定員は138名と減員します。日本語学科も総定員60名から40名に減員し、新たに修業年限3年、総定員72名のデジタル専門課程、デジタルプロフェッショナル学科を設置します。

校地、校舎、教職員組織は、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照くだ

さい。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第4号は、日本工学院八王子専門学校の目的変更認可についてです。

本議案については、千葉委員が案件の関係者でございますので、千葉委員はここで退室をお願いいたします。

(千葉委員、吉田委員退室)

○近藤会長 それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、日本工学院八王子専門学校の目的変更認可についてご説明いたします。

日本工学院八王子専門学校は、昭和62年3月27日に設置認可を受けた専修学校ですが、このたび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、教育・社会福祉専門課程の廃止に伴い、「本校は、学校教育法に基づき、社会の要求に即応した工科技術専門課程、情報科学専門課程、芸術専門課程、医療専門課程を設け、各自の能力並びに特性に応じて基礎理論から応用技術にいたるまで、最も効果的に教育し、あわせて社会人として必要な教養を身につけ、勤労と責任を重んずる、心身ともに健全なる技術者を育成することを目的とする」に変更します。

学校の名称については、要項2に記載のとおりです。

課程(分野)の名称は、要項3に記載のとおりで、教育・社会福祉専門課程を削除します。

位置は、要項4に記載のとおりです。

変更の時期は、令和5年3月31日を予定しております。

変更の理由は、教育・社会福祉専門課程こども学科を廃止するためです。

設置者は、学校法人片柳学園で、理事長は千葉茂氏、校長は同じく千葉茂氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項10に記載のとおりです。

校地、校舎、教職員組織は、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、ここで再び千葉委員に入室をお願いいたします。

(千葉委員入室・着席)

○近藤会長 次に、小中高校関係についての案件でございます。

議案第5号は、広域の通信制課程に係る科学技術学園高等学校の学則変更認可についてでございます。

事務局から説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

これは、学校法人科学技術学園が設置しております科学技術学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、協力校契約の解除に伴い、協力校を削除いたします。

2点目として、技能連携契約の解除に伴い、技能連携施設を削除いたします。

3点目として、高等学校通信教育規程の一部改正に伴い、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定め、総定員を1万3,000名から5,243名へ変更いたします。

4点目として、週4日通学コースの募集停止に伴い、記載を削除いたします。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和5年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1、学則比較対照表をご覧ください。

1点目の変更点についてですが、学則第5条の別表1につきまして、協力校6校を削除いたします。

具体的には、別紙2、学則比較対照表（別表）をご覧ください。

近年、通信教育活動を実施していない6校について、協力校契約を解除し、別表1から削除いたします。

次の変更点についてご説明いたします。

学則第5条の別表2につきまして、東朋高等専修学校を削除いたします。

このまま別紙2の2枚目、学則比較対照表（別表）をご覧ください。

技能連携契約の解除に伴い、東朋高等専修学校を別表2から削除いたします。

3点目の変更点についてですが、学則第6条の収容定員について、1万3,000名から5,243名へ変更し、第5条の協力校及び技能連携施設の定員等をそれぞれ別表1と別表2に記載いたします。

これらの変更につきましては、文部科学省が定める高等学校通信教育規程の令和3年3月の一部改正に伴うものです。この一部改正において、いわゆるサテライト施設の位置づけが明確にされ、施設の適正な管理という観点から、協力校などの通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めることになりました。

これまで各施設の定員については、実員や施設等の実情を鑑み設定してきたところです。このたび新たに定員の記載をするに当たって、協力校、技能教育施設の減少、当該施設に通う生徒の減少といった状況を鑑み定員を精査した結果、記載上の総定員は5,243名となりました。

別紙1、学則比較対照表にお戻りください。

別表1、別表2に記載の通信教育連携協力施設と本校の定員の合計を、学則第6条第1項に記載しております。また、各通信教育連携協力施設及び本校の定員を明らかにするこの変更に伴い、学則第6条第3項の本校や協力校等に相当する定員の記載を改めます。

4点目の変更点についてですが、学則第6条第4項の週4日通学コースについて、当該コースの募集停止に伴い、その記載を削除いたします。当該コースは、平成31年度、令和元年度の入学者から募集をしておらず、現在、当該コースの在籍生徒数は0名となっております。

変更点については以上でございます。

要項にお戻りいただきまして、備考欄には、設置認可年月日並びに本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上で議案第5号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件が2件ございます。

議案第6号及び議案第7号は、学校法人如意輪学園の寄附行為認可及び如意輪幼稚園の設置者変更認可についてでございます。

いずれも第二部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は3月20日(月曜日)を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。ご審議ありがとうございました。

午後3時24分閉会